

CFP® 認定者の行動規範

「CFP® 認定者の行動規範」は、CFP® 認定者諸規程で定める倫理原則や実務プロセスを実行するために必要な CFP® 認定者の行動及びその基準を示す。CFP® 認定者は、以下の行動規範を理解し、FP 実務に携わる専門家として適切に行動することが求められる。

CFP® 認定者の倫理原則に基づく行動規範

(顧客第一)

1. CFP® 認定者は、いかなる場合も顧客の利益を最優先させなければならない。

(誠実性)

2. CFP® 認定者は、顧客又はいかなる者に対しても、CFP® 認定者の資格及びサービスについて、虚偽又は誤解を招くようないかなる情報を、直接的にも間接的にも伝達してはならない。
3. CFP® 認定者は、必要な関連情報をすべて開示し、顧客又はいかなる者にも、CFP® 認定者のサービスがもたらす潜在的な利益について、誤解を与えてはならない。
4. CFP® 認定者は、虚偽、不正又は詐欺行為を行ってはならない。また、顧客やいかなる者に対しても意図的に誤った若しくは誤解を招く表現を用いてはならない。
5. CFP® 認定者は、顧客へ提供する専門的サービスに適用される、すべての法令及び規制を順守しなければならない。また、CFP® 商標を使用して FP 実務を行う専門家として、自らの誠実性や信頼を損なういかなる行為にも携わってはならない。

(客観性)

6. CFP® 認定者は、専門的サービスの提供にあたり、合理的かつ賢明な判断をしなければならない。

(公平性)

7. CFP® 認定者は、いかなる場合も顧客を公平に扱い、誠実性及び客観性をもって専門的サービスを提供しなければならない。自身の先入観や利害関係が、顧客に対するサービスに悪影響を与えることがあってはならない。
8. CFP® 認定者と顧客は、CFP® 認定者が提供するサービスについて、相互に合意しなければならない。

(専門家意識)

9. CFP® 認定者は、「CFP® 認定者の実務プロセス」を理解し、顧客との業務契約の範囲に従って、それを合理的に適用しなければならない。
10. CFP® 認定者は、「CFP® 認定者の倫理原則」を理解し、専門家としての活動において、それを適用しなければならない。

(専門的力量)

11. CFP® 認定者は、自らが専門性を持つ分野においてのみ顧客に助言を提供することができ

る。自らが専門性を持たない分野においては、資格を有する他の専門家の意見を求め、又は顧客にこれらの専門家に照会するよう助言しなければならない。

12. CFP® 認定者は、実務環境の変化に対応するため、継続的に専門能力の維持・向上に努め、自身が行うすべての実務分野における専門性を維持しなければならない。

(秘密保持)

13. CFP® 認定者は、顧客情報を守秘しなければならない。ただし、正当な法的手続き又は規制当局の要求によって必要な場合、CFP® 認定者の雇用主又は共同経営者への義務として必要な場合、自らを犯罪に対する告発から守ることが目的の場合、民事訴訟に関連する場合、又は顧客に代わって専門的サービスを実行するために必要な場合はこの限りではない。
14. CFP® 認定者は、顧客の情報及び財産の安全を守るために、慎重に手続きを進めなければならない。これには、物理的又は電子的方法によって CFP® 認定者の管理下にある情報の保護が含まれる。

(勤勉性)

15. CFP® 認定者は、顧客に適合する提案のみを作成し、それらを実行援助しなければならない。
16. CFP® 認定者は、専門的サービスを適時最適な方法で提供しなければならない。
17. 顧客との業務契約の範囲に従い、CFP® 認定者は、顧客に提案する金融商品及びサービスについて適切な調査を行わなければならない。ただし、調査の品質が信頼できると合理的と考えられる場合においては、第三者による調査を利用することもできる。
18. CFP® 認定者は、顧客へのサービスを自らの部下又は第三者に委ねる場合、専門家として合理的かつ適切な監督又は指示を行わなければならない。
19. CFP® 認定者は、顧客が情報に基づく意思決定を行うことができるよう、ファイナンシャル・プランを理解するために必要なすべての合理的な手順を採用しなければならない。

CFP® 認定者の業務に関する行動規範

(顧客財産の管理)

20. CFP® 認定者は、顧客の財産を、CFP® 認定者自身、雇用主又は他の顧客の財産と混合してはならない。
21. CFP® 認定者は、資産の受託、投資の一任管理又は監督を行う場合、CFP® 認定者自身の資金及び財産と区別し、記録を更新して管理し、また資産の状況について顧客に明確に示さなければならない。

(金銭貸借の禁止)

22. CFP® 認定者は、以下の場合を除き、顧客から金銭を借入れてはならない。
 - a. 顧客が CFP® 認定者の近親者である場合。
 - b. 顧客が融資を事業とする金融機関であり、借入が CFP® 認定者の実行する専門的サービス

ストの関係がない場合。

23. CFP® 認定者は、以下の場合を除き、顧客に金銭を貸付けてはならない。

- a. 顧客が CFP® 認定者の近親者である場合。
- b. CFP® 認定者が融資を事業とする金融機関の従業員であり、CFP® 認定者自身ではなく、金融機関から貸付が行われる場合。

(情報開示・合意等)

24. CFP® 認定者が提供するサービスに FP 実務の主要なプロセスが含まれる場合、

(1) CFP® 認定者は、顧客に対して以下の情報を文書で開示しなければならない。また以下の情報に重要な変更があった場合には、適時顧客に開示しなければならない。

- a. 顧客が支払う報酬に関する正確かつ分かりやすい説明。この説明には、顧客が負担する費用、CFP® 認定者又はその雇用主が受取る報酬に関する一般的な情報、さらに CFP® 認定者又はその雇用主がこれ以外の報酬を受取る場合には、報酬の種類とその支払の根拠が含まれなければならない。
- b. 顧客と CFP® 認定者、その雇用主、関係者又は第三者との間に起こりうる利益相反の概要。これには、顧客との関係に重要な影響を及ぼす可能性のある、CFP® 認定者又はその雇用主の家族関係、契約関係又は代理店としての関係に関する情報が含まれるが、これらに限定されるものではない。
- c. 顧客が CFP® 認定者との契約について判断する上で重要な影響を及ぼす可能性がある、CFP® 認定者又はその雇用主に関する情報。
- d. CFP® 認定者の業務範囲及びその特徴を明確にするために顧客が当然知りたいと考える情報。これには CFP® 認定者の専門分野に関する情報が含まれるが、これに限定されるものではない。
- e. CFP® 認定者の連絡先、該当する場合はその雇用主の連絡先。

(2) CFP® 認定者は、顧客と業務契約を締結する前に、以下の情報を顧客に提供しなければならない。

- a. FP 実務の各プロセスにおける顧客と CFP® 認定者双方の責任範囲。
- b. 業務契約の下で CFP® 認定者又は関係者が受取り得る報酬、及びその根拠。
- c. CFP® 認定者が独占的に扱う商品を提供する条件。
- d. CFP® 認定者が業務契約で定める義務を果たすために、他の団体又は専門家を活用する条件。
- e. 契約関係を終了するために必要な手順。
- f. CFP® 認定者に対する顧客の苦情を解決するための手順。

(3) CFP® 認定者又は CFP® 認定者の雇用主は、提供する業務に関して顧客と文書で合意しなければならない（「業務契約」）。業務契約では、以下の事項を明記しなければならない。

- a. 業務契約の当事者名。

- b. 契約の日付及び契約期間。
- c. それぞれの当事者によって契約を終了する方法及び契約終了の条件。
- d. 業務契約の範囲内で提供されるサービスの内容。

認定組織への順守事項等

- 25. 企業の従業員又は代理人の立場である CFP® 認定者は、雇用主又は代表者の適法な業務方針に則ると同時に、特定非営利活動法人日本ファイナンシャル・プランナーズ協会（以下“協会”という）が定める諸規程を順守して、専門的サービスを提供しなければならない。
- 26. CFP® 認定者は、「CERTIFIED FINANCIAL PLANNER® 約定書」で誓約したすべての事項を順守しなければならない。また、協会が CFP® 商標や専門業務に関連する調査等を行う場合には、十分に協力しなければならない。
- 27. CFP® 認定者は、CFP® 資格を維持するために必要となる継続的な専門能力の維持・向上を含めて、協会が定めるすべての要件を充たさなければならない。
- 28. CFP® 認定者は、刑事事件における有罪判決、専門資格の停止又は取消処分を受けた場合には、協会が定める期間内に文書にて協会に通知しなければならない。
- 29. CFP® 認定者は、E メールアドレス・電話番号・住所を含めて連絡先の変更があった場合には、速やかに協会に通知しなければならない。